

令和元年第11回
箕面市農業委員会総会会議録
令和元年11月15日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和元年11月15日(金)
午後1時30分から午後2時20分まで

2. 出席委員(20名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 阪本 喜代治 | 2番 二石 博昭 | 3番 神代 繁近 |
| 4番 乾 敏雄 | 5番 西田 茂信 | 6番 稲野 実 |
| 7番 清水 哲朗 | 8番 笹川 悦子 | 9番 稲垣 恵一 |
| 10番 小路 一男 | 11番 辻元 利治 | 12番 北田 榮次 |
| 14番 加藤 博一 | 15番 神田 隆生 | 16番 仲野 良次 |
| 17番 佐茂 仁士 | 18番 大住 勝 | 19番 松井 正義 |
| 20番 橋本 正 | 21番 上田 春雄 | |

3. 欠席委員 13番 野口 博史

4. 会議録署名委員 17番 佐茂 仁士 18番 大住 勝

5. 出席事務局職員

事務局長 藤田 豊、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
参事 尾崎 竜太郎、中井 正美

6. 議事日程

第46号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第47号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第48号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
報告第42号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第43号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第44号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第45号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報告第46号 農地等状況報告の件

令和元年第11回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

| | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年第11回箕面市農業委員会総会を開会いたします。 座らせていただいて、進行させていただきます。 この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといたします。 |
| 事 | 務 | 希望者はございません。 |
| 局 | 長 | 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。 |
| 議 | 事 | 出席状況をご報告いたします。本日は、13番野口委員から欠席の届け出がございます。委員21名中、出席委員は20名となっており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。 |
| 議 | 長 | それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。 |
| 全 | 委 | 異議なし。 |
| 議 | 員 | それでは17番の佐茂委員さんと、18番の大住委員さんをお願いいたします。 |
| 事 | 務 | 本日の案件に入ります前に、前回の第10回農業委員会総会で、野口委員からご指摘のあった、委員欠席の際の事務局職員の代読の件につきまして、整理しておきたいと思っております。 |
| 局 | 長 | 事務局から提案がありますのでお願いします。 |
| 議 | 事 | 前回の第10回箕面市農業委員会総会議事運営におきまして、議案案件における、担当委員欠席時の調査報告の取扱について、ご意見をいただきましたことにつきまして、ご指摘のとおり、欠席委員の同意の上、委員会総会の了承を得て、事務局が代読すべきところ、欠席委員の同意はいただいていたのですが、委員会総会の了承を得ずに事務局が説明を行いました。 |
| 議 | 長 | 今後においては、欠席委員の同意、委員会総会の了承を得て、事務局が調査報告書の説明を行うことといたしたいと考えています。 |
| 全 | 委 | なお、過去において、相続税納税猶予に関する適格者証明発行の件についてのみ、申請者の住居地と対象農地の所在地が異なる場合があります。基本的には対象の所在地の担当委員に報告をお願いしていますが、担当委員が委員会総会欠席の場合、申請者の住居地の担当委員が代わって報告した事例がありましたことをご報告申し上げます。 |
| 議 | 長 | 事務局の提案のとおりといたしてよろしいでしょうか。 |
| 全 | 委 | 異議なし。 |
| 議 | 員 | 今後は、委員が欠席した際には、あらかじめ欠席委員に確認の上、事務局職員が代理で報告することといたします。 |

議 長
事 務 局

次に、前回の大阪府農業会議への意見聴取案件につきまして、事務局から報告いたします。

先月分の意見聴取に係る諮問案件は、4条の規定による許可によるもの1件ございます。

4条許可によるものは、申請地が外院■■■■■、申請人は■■■■■氏による、市街化調整区域で農地区分3種の土地の倉庫への転用許可申請であり、10月18日に大阪府農業会議より、箕面市農業委員会の決定のとおりとする旨の答申がありましたので、許可いたしましたことをご報告いたします。

議 長
事 務 局

それでは案件に移ります、日程第2、第46号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第46号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は1ページからでございます。

申請地は、小野原東■■■■■、地目は台帳田、現況は畑、面積は■■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■氏、職業は■■■■■、農作業歴は■■■■■年、耕作面積は■■■■■平方メートル、通作距離は0.8キロメートル、主たる従事者との関係は■■■■■でございます。

譲渡人の住所は、■■■■■氏の所有権移転、区域は市街化区域となっております。

以上、第46号議案のご説明とさせていただきます。

議 長
稲 野 委 員

本件につきまして、稲野委員さんに報告をお願いします。

第46号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本申請地の場所は、小野原東■■■■■の東約100メートルのところにある、■■■■■の北側の農地です。

この農地は、譲渡人である■■■■■氏が平成10年10月8日に相続を受けた土地で、■■■■■氏が遠方に住まわれていることから、これまでも譲受人の■■■■■氏が管理・耕作されてきた農地であり、この度、■■■■■氏の要望により■■■■■氏に所有権を移転するものです。

■■■■■氏は、これまでも農業を営んでこられ、農作業歴も■■■■■年あり、自ら農業経営を営むことに問題は無いと思われまます。

念のため向こう3年間、耕作する旨の誓約書も提出されており、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、特に問題は無いものと思います。

議 長

以上で、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、許可することに決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

事務局

議案書1ページ、参考資料は、5ページからです。

被相続人は[]氏、職業は[]、
所有面積は[]平方メートルです。

相続人は、住所は同じく、氏名は[]氏、職業は[]、
生年月日は[]、相続開始年月日は[]
[]、適用面積は[]平方メートル、被相続人との続柄
は[]です。

適用農地につきましては桜ヶ丘[]、地目は台
帳・現況共に畑、面積は[]平方メートル他2筆で、面積の合
計は[]平方メートルです。全筆、生産緑地となっております。

以上、第48号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲垣委員

第48号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、箕面中央線の[]を南へ約300
メートル入って東側のところにある住宅地に囲まれた3筆の農地です。申請人の[]氏は、[]に、耕作者であった[]
[]氏を亡くされ、このたび、相続された農地において引き続き農業経営をされることから申請されたものです。

[]氏は現在[]歳で、従前から家族と共に、果実や温室で鑑賞用の花などを育てられ、農業経営に携わってこられています。

耕作に必要な農機具も完備されており、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思われまます。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明の発行には、問題ないものと思われまます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案ど
おり、承認することに決定いたしたいと思ひますが、これに
ご異議ございませんか

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第5、報告第42号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

報告第42号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地は栗生新家[]、地目は、台帳田、現況は宅地、面積[]平方メートル他2筆で面積の合計は[]平方メー

事務局

トルです。

届出人は[]氏、職業は[]

[]、転用目的は住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和元年11月6日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第42号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、小路委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

小路委員

報告第42号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地の場所は、国道171号の粟生[]を北へ入り、西へ約50メートル行ったところの右側の住宅地の中の土地です。

届出地におきましては、届出者の[]氏が自己の住宅、木造2階建てを一棟建設されようとすることから、4条の転用届出を行ったものです。

なお、本届出の提出前に建物の建設工事に着工しており、このことについての始末書が提出されています。

周辺の状況は、北側・東側・南側は宅地、西側は道路となっており、雨水は西側道路側溝へ放流しています。周囲の農業経営に影響はないと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第6、報告第43号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

報告第43号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地は石丸[]、地目は、台帳田、現況は宅地、面積[]平方メートル他1筆で、面積の合計[]平方メートルです。

届出人は[]氏、職業は[]

[]、転用目的は住宅の一部となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和元年11月6日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第43号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、辻元委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

辻元委員

報告第43号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地の場所は、[]交差点を東に120メートルほど進んだところの北側にある土地です。

届出地におきましては、隣接する土地に、届出人の[]氏が自

事務局

積は [] 平方メートルです。

譲受人は []

[] 氏、職業は []

、譲渡人は、 []

[] 氏、持ち分3分の1、と []

[] 氏、持ち分3分の2、転用目的は、分譲住宅

となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和元年10月23日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第45号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、乾委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

乾委員

報告第45号について、調査内容をご報告いたします。

届出に係る農地の場所は、国道171号 [] から南へ約200メートルのところにある農地です。

譲渡人は、 [] 氏と [] 氏で、譲受人の []

[] 氏が分譲住宅を建築するとのことです。

周辺につきましては、北側は、他人農地、西側は他人地マンション及び住宅、東側・南側は道路となっています。

汚水は、東側・南側の公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流され、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第9、報告第46号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、各委員さんから補足も含めまして報告をお願いいたします。

北田委員からお願いします。

北田委員

[] 氏の農地、上止々呂美 [] 他は、雑草繁茂状態でしたが指導の結果、除草完了しました。

[] 氏の農地、下止々呂美 [] 他は、指導の結果、全て除草完了しました。

[] 氏、 [] 氏の農地、上止々呂美 [] 他、耕作者： [] 氏は、一部が除草されています。面積が広いので順次除草しているとのことです。 [] 氏に除草を再指導しました。

議長

次に、大住委員お願いします。

大住委員

[] 氏の農地、西小路 [] 他、及び [] 氏の農地、西小路 [] は、農地利用最適化推進委員会で、現地調査を行いました。

議長

次に、清水委員お願いします。

清水委員

概ね良好に管理されています。

議長

次に、佐茂委員お願いします。

佐茂委員

[] 氏の農地、桜 [] は除草完了です。強風で倒れそうな

佐茂委員
議長
稲垣委員

高木について、伐採方法を■氏と■で調整中です。
次に、稲垣委員お願いします。

■氏の農地、新稲■は、雑草繁茂状態です。指導を行うも留守がちのため、除草のお願い文書を投函しましたが返事はございません。再度文書を投函し、意向を確認する予定です。

■氏の農地、新稲■は、除草を完了しました。

■氏の農地、新稲■は雑草繁茂状態です。業者に依頼するとのことですが未除草です。再度除草を指導しました。

■のオリーブ園、新稲■は、一部除草済みです。残りについて除草を指導しました。

議長
乾委員

次に、乾委員お願いします。

■氏の農地、萱野■他は、半分ほど除草済みです。本人と直接連絡が取れていないため事務局と調整中です。

議長
橋本委員

次に、橋本委員お願いします。

■氏の農地、萱野■は除草完了しました。

■氏の農地、西宿■は大木の枝が折れていて処理が課題です。雑草繁茂状態です。除草等のお願いの文書を投函したところ、業者に依頼しているとの回答がありました。

■氏の農地、西宿■は雑草繁茂状態です。早急に行うよう指導したところ、了解していますとの回答がありました。

議長
辻元委員

次に、辻元委員お願いします。

■氏の農地、白島■他は、雑草繁茂状態です。市と買収交渉中です。農地の除草と雑木伐採の指導を引き続き行います。

議長
松井委員

次に、松井委員お願いします。

概ね良好に管理されています。

議長
小路委員

次に、小路委員お願いします。

■氏の農地、粟生外院■、■氏の農地、粟生外院■、及び■氏の農地、粟生外院■他は、指導の結果、除草完了しました。

■氏の農地、粟生外院■、耕作者、■氏は、農地利用最適化推進委員会で、現地調査を行いました。

■氏の農地、粟生外院■、■借地は、一部除草済みです。残りについて除草を指導しました。

■氏の農地、粟生外院■、及び■氏

小路委員

の農地、粟生外院 [] は、雑草繁茂状態です。除草の
お願い文書を投函しました。

議 長

[] 氏の農地、粟生外院 [] は、雑草繁
茂状態です。除草方法について事務局と調整中です。

稲野委員

次に、稲野委員お願いします。

議 長

概ね良好に管理されています。

加藤委員

次に、加藤委員お願いします。

議 長

[] 氏の農地、小野原西 [] は雑草繁茂状態です。
体調不良ですが、折を見て除草していくとのこと。

仲野委員

次に、仲野委員お願いします。

[] 氏の農地、粟生間谷西 [] 他は、ヒバが巨木化、
及び雑草繁茂状態です。手放したい模様です。除草については、勝尾
寺川ほたるの会が年内に行う予定です。

[] 氏の農地、粟生間谷西 [] 他は、半分ほど除草が
進んでいます。管理する意志はある模様です。除草を進めるよう指導
しました。

議 長

[] 氏の農地、粟生間谷西 [] は農地
利用最適化推進委員会で、現地調査を行いました。

西田委員

次に、西田委員お願いします。

[] 氏の農地、粟生間谷東 [] は、半分除草済みで
す。残りについて除草を指導しました。

議 長

[] 氏他1名の農地、彩都粟生南 [] 他は雑草繁茂
状態です。除草を業者に頼むとのこと。

ただ今の各委員、各地区からの報告につきまして、何かござい
ますでしょうか。

ないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたしま
した。

事務局より何か連絡事項等がございますか。

他に何かございませんか。

ないようですので、これをもちまして令和元年第11回箕面市
農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時20分閉会)

上記は、令和元年第11回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長 阪本喜代治

署名委員 佐茂仁士

署名委員 大佐 勝